

総務委員会資料

1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第3号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の
制定について（財政局に関する部分）

資料1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設
置について（案）

資料2 新旧対照表

令和4年2月10日

財 政 局

川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市財政局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 財政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

3 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日 条例第 1 号 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日 条例第 1 号 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市公共 事業評価審 査委員会	社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者	2年	川崎市公共 事業評価審 査委員会	社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者	2年
川崎市財政 局民間活用 事業者選定 評価委員会	財政局が所管する事務における民間事業者の活力を活かした手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市入札 監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関して調査審議すること。	3人	学識経験者	3年	川崎市入札 監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関して調査審議すること。	3人	学識経験者	3年
(略)					(略)				